

公共下水道普及促進助成金交付申請書

〇〇年 〇月 〇日

阿南市長 宛て

申請者住所 阿南市 富岡町 〇〇 1-23

ふりがな あなん じろう
氏名 阿南 次郎 阿南 印
法人の場合は、代表者の氏名も記入してください。

電話番号 0884 (22) 〇〇〇〇

次のとおり公共下水道普及促進助成金の交付を受けたいので、阿南市公共下水道普及促進助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

改造工事を行う建物の所在地	阿南市 富岡町 〇〇 12-3		
指定工事店名	△ △ 工務店		
改造工事費用	¥250,000 円		
上記建物の下水道供用開始日	平成〇〇年 〇月 〇日		
工事着手予定日	平成〇〇年 〇月 〇日		
工事完了予定日	平成〇〇年 〇月 〇日		
助成金交付申請額	助成金	¥200,000 円	合計 ¥300,000 円
	便所改造加算	0 円	
	屋内配管加算	0 円	
	浄化槽廃止加算	¥100,000 円	

- 添付書類 : 対象画地に係る受益者負担金納付誓約書 (様式第1号) (全額納付済みの場合を除く。)
- : 申請者が当該建物の納税義務者であること及び市税を滞納していないことを証する書面 (様式第3号)
- : 当該改造工事に係る指定工事店からの見積書の写し (接続申請書に添付した見積書と同じものとする。)
- : その他

- ※ 助成金の交付は、「既存の浄化槽又は汲み取り式からの切替」であることが条件。(新築はNG)
- ※ 排水設備等(新設・増設・改築・変更)計画確認申請書の提出に併せて提出すること。(後日提出はNG)
- ※ 助成金の交付は、1画地につき1回を限度とします。
画地とは…… 一般に言う、「建物の敷地」のこと。
一軒の家に対し、土地が1筆のみの場合と、2筆以上ある場合があり、どちらも「1画地」である。
市が行う公共汚水ますの設置は、「1画地あたり1箇所」を原則としている。
→ 公共汚水ますは、「当該画地から出る汚水」を全て受け持つ。
→ 申請者の都合による公共汚水ますの移設、追加等については、個人負担となる。(要協議)

- (申請者) 建物所有者(建物の納税義務者)であることが条件。
- ・ 計画確認申請書の申請者も同一であることが必要。
 - ・ 納税義務者とは、1月1日時点における固定資産の所有者として、市の固定資産課税台帳に登録されている方
 - ・ 様式第2号による証明が必要。
→ 1月1日以降の売買、所有者の死亡等により所有者が変わった場合、様式2号は使えませんので、市下水道課と協議が必要です。

- (改造工事費用) 見積書の金額を記載すること。
改造工事とは…… 汲み取り式便所を水洗便所に改造し、又は既存の浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事のこと。

- (供用開始日) 市より建物所有者に郵送している「供用開始のおしらせ」に記載されている。(市下水道課でも確認可)
- ・ 供用開始日から完了検査合格日までの期間によって、助成金の額が決まる。

- (工事着手予定日、工事完了予定日) 計画確認申請書と合わせること。
- ・ 申請時においては、この工事完了予定日を「完了検査合格日」と見なして、助成金の額を決定する。

- (助成金交付申請額) 区分にそって記入すること。
- ・ 助成金……供用開始から1年以内:20万円 2年以内:15万円 3年以内:10万円 10年以内:5万円
 - ・ 便所改造加算……排水設備工事に併せて、汲み取り式便所を水洗化する場合 5万円
 - ・ 屋内配管加算……やむを得ず、屋内に汚水管を通す必要がある場合 5万円
 - ・ 浄化槽廃止加算……合併浄化槽を廃止の場合、1基 10万円。単独浄化槽の場合、1基 5万円
(但し、複数あっても高い方の1基分のみの加算となります。)
 - ・ 上記の合計額より見積額の方が低い場合は、見積額が上限となる (千円未満切り捨て)

- (添付書類)
- ・ 様式第1号……受益者負担金を全額納付済の場合は不要。
土地の所在……申請建物の画地の、全ての筆を記載すること。
土地所有者が複数の場合は、全ての所有者の誓約書が必要となる。
 - ・ 様式第3号……市税務課証明係で証明してもらうこと。(共有者がある場合は、代表者のみで良い。)
市税とは、「固定資産税」、「市民税」、「国民健康保険税」、「軽自動車税」の4つ。
申請者が市外在住者の場合、市で証明できるものだけで良い。(市外自治体の証明は不要。)
家屋番号……地番と同一の場合が多いが、分からなければ証明係で確認して下さい。
建物の用途……専用住宅、店舗併用住宅、事務所など